

# 十津川

「心身再生の郷」

2021

4

第715号



## 村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

場 所：平谷  
写真提供：中村幸夫さん

# 施政方針

3月8日から12日まで令和3年十津川村議会第1回定例会が開かれ、更谷村長が令和3年度の施政方針を表明しました。その内容(要約)をお知らせします。



## 「教育・生涯学習の推進」

行政部局と教育委員会部局の連携強化を引き続き行います。

小中高という校種を超えた「十津川村だからできる教育」を村全体で支援します。

十津川高等学校については、教育のみならず、村の振興の象徴と位置づけ「十津川高校魅力化事業」を推進し、高校と連携した取り組みを継続します。

村史(編さんについては、「歴史編・資料編(近世)」を刊行するとともに、ホームページを活用した電子データでの発信を行います。

安心安全な環境のもと、子どもを育成する「放課後子ども教室」、子育て支援として「学校給食や通学費の無償化」、「修学旅行費補助」、「保育料無償化」などを引き続き実施していきます。

十津川大運動会に代わる「チャレンジスポーツin十津川」を新たに開催し、健康増進と多様な生涯スポーツの推進を図ります。

## 「助けあい支えあう

### 地域福祉の向上」

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種体制を確保し、まん延防止・重症化の予防を徹底します。

「十津川村地域生活計画2019(地域福祉計画)」を策定し、隣近所の助け合いの仕組みと、住民一人ひとりの積極的な姿勢を後押しする仕組みづくりの推進に取り組みます。

高齢者に対して健康寿命の延伸を推進し、介護予防普及啓発事業の継続を行うとともに、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置し地域を基盤とする生活支援体制を構築します。

不妊治療費の一部助成、乳幼児健診、保健指導、離乳食教室や療育教室なども継続します。

子育て支援策「ファミリーサポート事業(児童の一時預かり援助事業)」の更なる充実を図ります。また、地域保健の推進機能の強化に向け、保健福祉の横断的な包括支援の体制整備も進めます。

## 「村外から人を

### 迎え入れるしくみの構築」

村外に対する発信力を高め、村外から人を迎え入れるしくみの構築を目指します。

コロナ禍により働き方を見直す取り組みが進む中、観光地などで休暇を楽しみながら情報通信技術を活用して遠隔地で仕事をする「ワーケーション」に対する受入環境の整備などを強化します。

移住定住を促進し、地域の活性化を推進するための地域おこし協力隊、集落へのサポートを行う集落支援員の配置を継続します。

村の空き家対策として、空き家の有効活用を図るため、空き家情報バンク利用者への空き家改修補助と、空き家等解体事業補助を引き続き実施します。

移住定住の促進と若者の村外への流出を防止するため、高校大学など就学時に借り入れた奨学金などの返済に対しまして、継続して補助を行います。



## 「村の資源を活かした 産業の振興」

林業6次産業化の推進に向けて、森林組合、木材協同組合、村内林業事業体など関係機関と連携を強化し、結果・成果を出すべく一層の努力を傾注します。

森林所有者の経営意欲の低下や所有者が不明である森林が問題になっていることから、これらの森林を村が管理する「森林経営管理方針」を策定します。

村産材で村内大工が建設する住宅などの新築や増改築への「木材利用促進補助」を引き続き実施し、家具産業については生産・販売体制の強化により振興を図ります。

小規模事業者などへの支援「がんばる事業者応援事業」を継続し、起業や事業の拡大を支援します。

集落における将来の農地利用の計画「人・農地プラン」の策定が求められており、令和3年度以降、水稲が作付され、一農家あたりの作付面積が比較的多い地域で計

画の着手を進めます。

鳥獣害対策については、捕獲奨励金の交付により捕獲頭数の増加を図り、捕獲技術の向上と捕獲の担い手を確保する取り組みを引き続き実施します。

## 「安心・安全な生活環境・ 基盤の充実」

五條消防署十津川分署は、村民の命・職員の命を守ることを念頭に、旧平谷小学校第2グラウンドへ施設整備を行います。

役場庁舎は継続して耐震補強工事を行い、令和3年度に耐震工事完成を目指します。

令和2年4月から防災とかわタブレットの運用が開始され、アナログ戸別受信機が不要となったため、令和3年度から計画的に撤去を行います。

道路関係では、国道・県道の整備や紀伊半島アンカールートの整備に向けて、国・県に対して、「命の道」の整備促進、特に事業化された区間の早期進捗要望を引き続き強力に展開します。

公共交通環境ではデマンド型乗

合タクシーの運行を引き続き行い、村民の移動手段を確保します。村営バスについては、百円バス事業を継続し、通院や温泉利用・外出機会を引き続き促進し、健康増進や地域経済の波及効果を高めます。

村の飲料水に関する施策については、共同飲料水供給施設補助や個人で水を引かれている地区の水源地の管理、配水タンクの清掃など、集落支援員による調査・見まわりを継続して行います。

山崎村営住宅の整備については、3か年継続事業として進めており、令和3年度には、第一期工事の建設工事、第二期工事の実施設計及び用地購入を進めます。

中串残土処分場盛土及び水路整備については、令和3年度末の工事完了を目指し、最終形状へと造成します。また、国道168号五條新宮道路のトンネル工事での残土処分として新たな土捨場を確保するため、大字上野地地区での確保を進めます。

ダムに起因した堆砂や長期の濁水、粉塵などの環境問題については、ダム管理者に更なる対策を

求めるとともに、国・県に対して、継続した堆積土砂処理や熊野川の総合土砂管理に向けた取り組み、土砂発生源対策の更なる進捗について引き続き強く要望します。

## 「行財政の再生」

村民の皆様の信頼に応えるため、職員資質の更なる向上、職員の意識改革に引き続き取り組みます。人事評価制度を構築し能力、モチベーションの向上などに向けて取り組みます。また、高度な行財政運営を学び、今後の村政運営に役立てるため、自治大学校への研修を継続して行います。

林野庁や奈良県との職員人事交流を継続し、六次産業化の推進と人材育成を引き続き図ります。

自治体放送や防災タブレット、ホームページなどで積極的な情報発信に努め、村民の皆様のご提案を村政に反映するとともに、自主自立を基本に成果を出す行政運営を行い、住民サービスの提供に努めます。



## 第1回定例会

令和3年3月8日から12日まで、十津川村議会「第1回定例会」を開催し、令和2年度補正予算や令和3年度当初予算、条例改正などを審議しました。また、会期中には、更谷村長が新年度の施政方針、榊井教育長が教育方針を述べられました。  
今回審議した内容は、次のとおりです。

### 令和2年度補正予算

#### ●一般会計補正予算(第9号)

歳入歳出それぞれ3,440万円を減額し、総額を65億7,269万4千円としました。

#### ●国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ3万1千円を追加し、総額を4億5,877万1千円としました。

#### ●後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ429万4千円を減額し、総額を6,488万1千円としました。

#### ●国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ1,121万1千円を減額し、総額を2億1,520万7千円としました。

#### ●介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ3,735万円を追加し、総額を7億1,710万5千円としました。

#### ●簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ179万円を追加し、総額を2億5,818万4千円としました。

#### ●貯木場等維持管理事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ300万円を減額し、総額を5億7,859万8千円としました。

### 令和3年度当初予算

#### ●一般会計予算

57億4,500万円

#### ●国民健康保険事業特別会計予算

4億6,773万6千円

#### ●後期高齢者医療特別会計予算

6,669万4千円

#### ●国民健康保険診療所事業特別会計予算

2億798万4千円

#### ●介護保険事業特別会計予算

7億1,109万4千円

#### ●簡易水道事業特別会計予算

2億7,293万8千円

#### ●貯木場等維持管理事業特別会計予算

4億1,909万4千円

#### ●十津川温泉事業特別会計予算

2,836万1千円

#### ●湯泉地温泉事業特別会計予算

1,479万8千円

#### ●財産区大字迫西川特別会計予算

71万9千円

## 条例

#### ●十津川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

保険税負担の公平化を図るため、条例の一部を改めました。

#### ●十津川村介護保険条例の一部を改正する条例

保険料の賦課年度を改正するため、条例の一部を改めました。

#### ●十津川村高齢者・障がい者・一般向け住宅の設置及び管理条例

西川のいえ改修工事が竣工し、高齢者・障がい者・一般向け住宅として管理を開始できるようになりました。

## 人事

#### ●教育委員会教育長の任命について

教育委員会教育長の任命について同意しました。(敬称略)

中井 基雄(五條市)

#### ●固定資産評価審査委員会委員の選任について

3名の委員が3月31日で任期満了となるため、次の3名の選任について同意しました。

(敬称略)

西 邦啓(川津)

## 契約

玉置 幹嘉(折立)  
鎌塚 秀光(玉垣内)

### ●工事変更請負契約の締結について

※工事名 西川のいえ改修工事

※契約の相手方 日浦建設

※変更前請負金額

6,767万6,400円

※変更後請負金額

6,907万2,300円

※変更による増額

139万5,900円

## その他

### ●奈良県市町村総合事務組合を

組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴い、規約の一部を変更しました。

### ●指定管理者の指定について

※施設名 湯泉地温泉「滝の湯」

湯泉地温泉「泉湯」

十津川温泉「庵の湯」

※指定管理者となる団体

十津川村観光協会

※指定の期間

令和3年4月1日から  
令和5年3月31日まで

※施設名

昴の郷温泉保養館「星の湯」

昴の郷温泉プール

昴の郷野外ステージ

昴の郷温泉スタンド

※指定管理者となる団体

十津川観光開発株式会社

※施設名

上野地駐車場

※指定管理者となる団体

大字上野地

※施設名

十津川村林業会館

※指定管理者となる団体

十津川村森林組合

※施設名

十津川村北部老人憩の家

※指定管理者となる団体

二村区第1老人クラブ

※施設名

十津川村南部老人憩の家

※指定管理者となる団体

四村区第1老人クラブ

※施設名

十津川村特別養護老人ホーム  
「高森の郷」

※指定管理者となる団体

十津川村社会福祉協議会

※施設名

十津川村神納川地区生活改善センター

※指定管理者となる団体

十津川村神納川区

※施設名

十津川村平谷地区生活改善センター

※指定管理者となる団体

十津川村四村区

※施設名

十津川村重里地区生活改善センター

※指定管理者となる団体

十津川村西川区

※施設名

十津川村山村振興センター

※指定管理者となる団体

十津川村商工会

※施設名

平谷地区地域交流センター

※指定管理者となる団体

十津川温泉活性化協議会

※指定の期間

令和3年4月1日から  
令和6年3月31日まで

### ●財産の無償貸付について

※大字五百瀬 旧校舎、屋内運動場、教職員宿舎1号、3号、4号、5号、6号

※無償貸付の相手方

神納川農山村交流体験協議会  
会長 澤渡 孝夫





# 令和3年度当初予算をお知らせします

## 一般会計 57億4,500万円

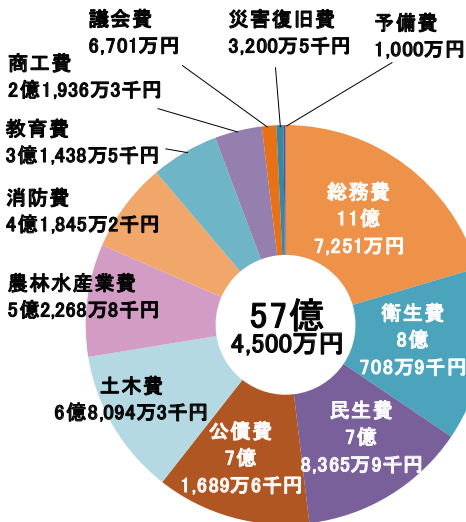
(前年度比  
1億8,500万円減)

特別会計 21億8,941万8千円 (前年度比 1億3,256万5千円減)

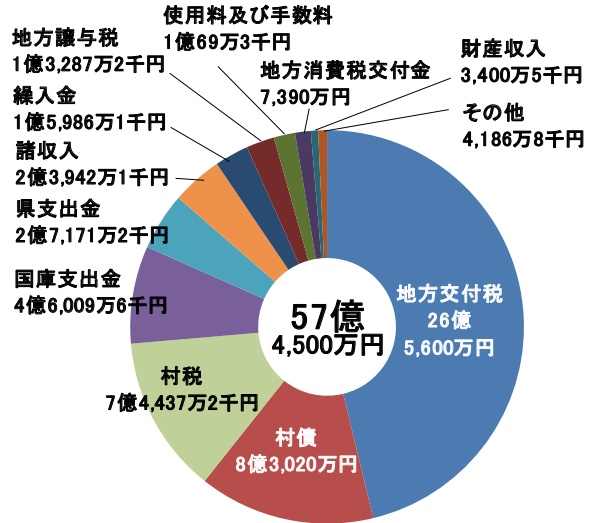
令和3年度当初予算は、4月に村長選挙が行われることから、経常的・継続的経費や村民の安心・安全に直結する事業の経費を中心とした「骨格予算」として編成しました。

政策的経費や新規事業等はあらためて、新しい村長と村議会のもとで、補正予算として盛り込むこととしています。

### ■歳出



### ■歳入



### 一各特別会計の予算額一

| 会計名            | 当初予算額       | 前年度比    |
|----------------|-------------|---------|
| 国民健康保険事業特別会計   | 4億6,773万6千円 | 2.0%    |
| 後期高齢者医療特別会計    | 6,669万4千円   | ▲2.2%   |
| 国民健康保険診療事業特別会計 | 2億798万4千円   | ▲7.2%   |
| 介護保険事業特別会計     | 7億1,109万4千円 | 5.4%    |
| 簡易水道事業特別会計     | 2億7,293万8千円 | 7.1%    |
| 貯木場等維持管理事業特別会計 | 4億1,909万4千円 | ▲27.9%  |
| 十津川温泉事業特別会計    | 2,836万1千円   | 0.0%    |
| 湯泉地温泉事業特別会計    | 1,479万8千円   | ▲41.9%  |
| 財産区大字山手谷特別会計   | 0円          | ▲100.0% |
| 財産区大字迫西川特別会計   | 71万9千円      | ▲53.5%  |

### 【令和3年度の主な事業】

| 事業名                   | 当初予算額       |
|-----------------------|-------------|
| 体育文化センター照明取替事業        | 1,254万9千円   |
| 防災体制整備事業(庁舎の耐震改修など)   | 2億8,077万5千円 |
| 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 | 1,264万7千円   |
| 基幹作業道整備事業(上湯川・迫西川線)   | 8,500万円     |
| 小原診療所医療機器購入事業         | 638万円       |
| 中串残土処分場整備事業(5期)       | 2億円         |
| 山崎村営住宅整備事業            | 8,172万4千円   |
| 五條消防署十津川分署庁舎建築事業      | 1億3,915万円   |



お問い合わせ 財政課 ☎0746-62-0903

# 役場人事異動

【 】は旧職

(3月31日付)

## ○次長級

- ▼津田敏充・奈良県【総括参事】
- ▼柴田浩気・奈良県立医科大学  
【奈良県派遣診療所医師】

## ○退職

- ▼増谷良一【総務課長】
- ▼乾安子【副村長付き指導主事】
- ▼松葉純子【住民課長】
- ▼阪本靖子【福祉事務所所長(兼)上野地保育所所長】
- ▼柏木さとみ【教育委員会教育課指導主事】

- ▼田野上千江子【十津川第一小学校調理員】
- ▼山形妙子【十津川中学校調理員】
- ▼浦誠【産業課指導技師(農業グループ)(兼)農業委員会事務局長】
- ▼柴田季恵【教育委員会教育課(学芸員)】
- ▼小田陽介【総務課主事】
- ▼高辻未沙【総務課主事(育児休暇)】

(4月1日付)

## ○次長級

- ▼川口裕之・総括参事【奈良県】
- ▼西尾勇哉・奈良県派遣診療所医師  
【奈良県南奈良医療センター医師】

## ○課長級

- ▼松井良造・総務課長【総務課指導主事(総務・防災グループ)】
- ▼前岡幸英・総務課指導主事(総務・防災グループ)【総務課指導主事(企画グループ)】
- ▼鎌倉孝誠・住民課長【産業課課長補佐】
- ▼森優子・福祉事務所所長【福祉事務所次長】

## ○課長補佐級

- ▼丸谷眞史・総務課課長補佐(企画グループ)【総務課課長補佐】
- ▼中畑恵美・総務課課長補佐【総務課係長】
- ▼千葉善幸・産業課課長補佐(農業グループ)(兼)農業委員会事務局長【施設課課長補佐】
- ▼若山学・産業課主幹【奈良県】
- ▼松村智津・住民課課長補佐【住民課係長】

- ▼峯砂安雄・教育委員会教育課課長補佐【住民課課長補佐】
- ▼千葉幸・福祉事務所次長【福祉事務所係長】

## ○係長級

- ▼和田一幸・産業課係長(林野庁派遣)木材産業課【産業課係長(三者共有資産管理運営室)】
- ▼東峯洋子・出納室係長【議会事務局次長(兼)監査委員事務局】
- ▼玉置広之・財政課係長【総務課係長】
- ▼鎌倉由美子・施設課係長【財政課係長】
- ▼四方大輔・福祉事務所介護支援専門員(係長)【福祉事務所介護支援専門員(係長)(社会福祉協議会派遣)】

## ○主査級

- ▼浦健太・産業課主査(三者共有資産管理運営室)【産業課主査(林野庁派遣)森林利用課山村振興企画班】
- ▼玉田直嗣・産業課主査【出納室主事】
- ▼平瀬元貴・建設課主査【建設課主事】
- ▼川本悠・総務課主査(奈良県派遣)市町村振興課【総務課主事】

## ○主事級

- ▼弓場麻妃・総務課主事【教育委員会教育課主事】
- ▼山本雅也・総務課主事【総務課主事(奈良県派遣)市町村振興課】
- ▼吉川由一・議会事務局主事(兼)監査委員事務局【産業課主事】

## ○保育士

- ▼松實英美・小原保育所所長(兼)上野地保育所所長【小原保育所所長】
- ▼惣坊さゆり・みどり保育所保育士【小原保育所保育士】

## ○調理員

- ▼澤渡智子・十津川第二小学校調理員【十津川中学校調理員】
  - ▼温井郁子・十津川第二小学校調理員【十津川第一小学校調理員】
  - ▼熊井勇樹・十津川中学校調理員【十津川第二小学校調理員】
- ## ○新規採用
- ▼小淵友博・建設課主事
  - ▼政木翔太・教育委員会教育課(学芸員)

令和2年4月1日から  
防災無線がタブレット配信に  
切り替わっています。



防災無線



防災とつかわタブレット

## 「防災とつかわタブレット」が まだ配付されていない世帯の人は ご連絡ください！

令和2年4月1日から、新しく「防災とつかわタブレット」を世帯主へお配りしていますが、まだ配付されていない世帯の人で、配付を希望される場合は下記までご連絡ください。

配付条件は以下のとおりです。

- ・同一住居内に2世帯以上で同居をされている場合は1台の配付となります。
- ・個人事業主で自宅が事業所と兼ねている人は事業所と合わせて1台の配付となります。

**連絡先：総務課 総務・防災グループ**

**☎0746-62-0001**





利用無料！

# あなたのスマートフォンにも 防災とつかわが届きます！

個人のスマートフォンでも、「防災とつかわ」をご利用いただけます。ご利用いただくためには、専用アプリケーションのインストールが必要です。以下の手順をご確認ください。



スマホ画面イメージ



Android 版



IOS 版

※QRコードを読み取れない場合は、アプリストアで「ライブビジョン」を検索してください。

スマートフォンのカメラ機能などから、次のQRコードと呼ばれる四角い画像を読み取り、アプリケーションをインストールする画面を開きます。その後は、画面に表示される手順に沿って操作を進めてください。

専用アプリケーションの  
インストール方法

## 【ガラケー（二つ折り型などの携帯電話）での受信方法について】

ガラケーでもEメール(電子メール)の利用ができれば、文字情報の受信ができます。

ガラケーのカメラ機能などからQRコードを読み取り、画面表示される手順に従って空メールを送信し、メール登録を行ってください(空メールとは、件名、本文を入れずに送信するメールのことです)。



QRコード  
ガラケー版

※QRコードが読み取れない場合は、直接メールの宛先、[\[ntkm@ansin-anzen.jp\]](mailto:ntkm@ansin-anzen.jp)を入力して、空メールを送信してください。



## ◎お願い

○タブレットを受け取っている村民の人で、村外に転出となった場合は、タブレットをご返却ください。

○また、次のような場合はご連絡ください。

- ・お住まいの大字が変更になった場合(地区別放送の設定を変更する必要がありません)。
- ・タブレットが故障した時。
- ・世帯主が変更になった時。

○古い防災無線機、アンテナなどの撤去については、追ってお知らせします。

【十津川村行政情報通信サービス  
「防災とつかわ」に関するお問い合わせ先】

総務課 総務・防災グループ

☎0746-62-0001



## 遊ぶ広報 ワークेशनで十津川村へ

十津川村が、リモートワーカー誘致支援事業として、株式会社Huber. (ハバー)と一緒にいる「遊ぶ広報」企画のご紹介です。

そもそも、リモートワーカーとは？ワークेशनとは？のご説明から。

**リモートワーカー**・・・会社勤めや事業をされている人で、場所問わずにお仕事ができる人のこと。遠隔(リモート)で仕事をする人(ワーカー)の意味。

**ワークेशन**・・・働く(ワーク)と休暇(バケーション)を組み合わせた造語で、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。



ワークेशनは、新しい旅のスタイルとして、国もおすすめている働き方です。

「遊ぶ広報」は、現在急増するリモートワーカーの人に、地域に滞在してお仕事をしながら、日本の魅力ある地域を広めるプロジェクトです。訪れた地域を思う存分遊び尽くし、その楽しさ、魅力、心が動いた瞬間をSNSで発信してもらおうものとなっています。十津川村に滞在中、地域おこし協力隊の角田と共に1日村巡りをするのも、今回の遊ぶ広報プロジェクトに含まれています。

これまで来られた人は、お仕事も様々。ただ共通していたのは、皆さん十津川村の自然の豊かさに癒され、楽しい村の人との出会いがあり、別の季節にまた来たいとおっしゃっていた事。一人で来た人は、次は仕事仲間やご家族と十津川村をもっと満喫したいとお話されていました。

応募人数：48人、来村人数：27人、のべ宿泊者数：63人泊  
緊急事態宣言のため、来村を取りやめ、次の機会を待っている人数：10人  
(令和3年3月31日現在)





## 遊ぶ広報

ワーケーションで十津川村を訪れた人をご紹介します！

### ダイキさん (奈良市)

好きな奈良県をもっと知りたいということで、「遊ぶ広報」に応募してくださいました。角田とのアテンドでは、大字出谷の浦さんのところで農作業の体験やいごらに出店している「ひだまりカフェ」を訪れました。

ダイキさんは今年の3月から桜井市でスパイスカレーのお店「自然咖喱(じねんかりー)」をオープンしておられます。

十津川村との縁を感じてくださったダイキさん、これから月1回程度、十津川村でカレー出店をしたいと言っています！是非その機会にスパイスカレーをお召し上がりください！



### 佐々木さん (北海道)

北海道から来られた佐々木さんは会社経営者。社員にワーケーションを勧めるため、まずは自分がやってみようということで、十津川村に来られました。

村巡りでは、景色だけでなく村でできる体験もおすすめしており、これまで、大谷茜さんによる草木染め体験や上垣豊さんによるスプーン作り体験をさせていただきました！

出会いや感動がある十津川村での体験を皆さん満喫して、心のリフレッシュをしてから自宅に戻られています。また戻ってきてくれるその日が、待ち遠しいです！

「体験を提供したい!」、「ワーケーションの施設として活用して欲しい物件がある!」などを考えられている村民の方がおりましたら、是非、役場産業課観光グループ角田までご連絡ください！

産業課観光グループ ☎0746-62-0004



# 教育長就任・退任あいさつ

## 教育だより

第151号

【お問い合わせ】  
村教育委員会事務局  
☎ 0746-62-0067



### 就任あいさつ

中井 基雄

このたび、十津川村教育長を拝命いたしました、中井でございます。よろしくお願いいたします。

さて、私は、県教育委員会勤務していた折に十津川村へは幾度も来させていただきました。その中でも、平成24年には「紀伊半島大水害」復興ボランティアとして県内高校生の有志を募り、熊野古道の道普請に参りました。その際に協力をしてくれた、地元十津川高等学校の有志生徒の皆さんの心遣いや爽やかな笑顔を今でも覚えております。着任後は、関係者のご協力をいただきながら、十津川の子どもたちが、彼らのように明るく元気で笑顔あふれる姿に成長することを目指し、教育・文化・スポーツの発展に

向け全力で取り組んでまいりますので、村民の皆さまのご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。任の挨拶といたします。

### 退任あいさつ

榎井 恒好

このたび、3月31日をもって教育長を退任いたしました。

平成27年4月からの2期6年を振り返りますと、「平成の学校統合」の締めくくりともいえる、南部3小学校の統合、新築校の建設があり、保護者や地域の皆さまの多大なるご協力のもと、平成29年4月に十津川第一小学校の開校を迎えられたことが、深く印象に残っております。

また、近年の新型コロナウイルス感染症による臨時休校や教育環境の大きな変化の中でも、子ども達は明るく元気に乗り越えてくれたことも、大きな思い出となります。

末筆ではございますが、この6年間、村民の皆さまをはじめ、関係各位の温かいご指導とご支援を賜り、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、皆さまのご健勝とご多幸、並びに子ども達の健やかな成長を心より祈念申し上げます。長い間、ありがとうございました。

## 令和3年4月から 販売開始



## 十津川村史(地理・自然編)刊行

十津川村史編さん事業

平成29年から調査・研究を行ってきた十津川村史「地理・自然編」が、このほど刊行いたしました。

調査にご協力いただきました、村内外の皆さまに感謝申し上げます。

地理編は、村の概要や大字に関する事、村の産業、観光、教育、福祉など11章からなり、自然編は村内の地質、植、動物など5章からなります。B5判、670頁オールカラーです。

4月から販売を開始します。十津川村及び新十津川町に住所がある人、十津川郷友会各支部会員の皆さまには、特別価格でご購入いただけます。村史編さん事業は、今後、十津川村史「歴史編」「民俗編」を随時刊行してまいります。これまで以上に皆さまのご協力、よろしくお願いいたします。

### 村史ご購入について

#### ◆購入価格

◎特別価格・・・1冊 2千円

※十津川村、新十津川町(北海道)に住所がある人、十津川郷友会(各支部)の会員

◎一般価格・・・1冊 4千円

#### ◆購入方法

振込用紙(村報4月号に綴込み)または納付書でご入金いただけます。振込手数料及び送料は、ご本人負担です。

・振込手数料 203円

・送料 レターパックプラスの代金

村史1冊分の送料 520円

#### ◎直接購入する場合

教育委員会にお越しいただき、代金を納付後お渡し可能です。(手数料・送料の負担は不要です。)

#### ◎電話などで申し込まれた場合

振込用紙を送付いたしますので、お近くの郵便局でご入金ください。

#### ◆商品のお届け

入金確認ができ次第、お届けします。

#### ◆お問い合わせ先

〒637-1333

奈良県吉野郡十津川村小原225-1

十津川村教育委員会事務局

TEL:0746-62-0003

FAX:0746-62-0522



# 高校だより



## 学校行事

### 第73回卒業証書授与式

3月1日に本校体育館で第73回卒業証書授与式を行いました。コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、在校生は出席できませんでしたが、厳粛な雰囲気の中で、22名が新たな世界へと旅立ちました。

卒業証書を受け取った生徒の姿から、卒業の寂しさをかみしめている様子や、これからの人生への希望に満ち溢れている様子をうかがうことができました。本校を巣立ちゆく卒業生の未来が実りあるものとなることを願っています。また気兼ねなく十津川高校を訪れてくれることを楽しみにしています。

3年間、彼らの成長を見守ってくださった地域の皆様方、保護者の皆様方、本当にありがとうございました。

※集合写真の撮影の際には、感染予防をしながらマスクを外しています。



## 部活動

### 剣道部

1月16日に、橿原市ジェイテクトアリーナ奈良第1体育館で全国・近畿選抜大会奈良県予選が開催されました。本校からは、1年生2人(杉本・深瀬)、2年生3人(高山・奥田・畑)が出場しました。

結果は、1回戦香芝高校に2対0、2回戦前回大会2位の西の京高校に1対0で勝利しました。3回戦郡山高校に0対1で惜敗しましたが、ベスト8に入り、次回大会のシード権を獲得しました。近畿大会出場を目指して、より一層稽古に励みます。





お知らせ

【公衆浴場の営業時間が変わりました】

4月1日(木)より左記のとおり公衆浴場の営業時間が変わりました。

| 施設名     | 営業時間            |
|---------|-----------------|
| 滝の湯(小原) | 8:00~21:00      |
|         | 変更後 8:30~20:00  |
| 泉湯(武蔵)  | 10:00~21:00     |
|         | 変更後 10:00~20:00 |
| 庵の湯(平谷) | 7:30~21:00      |
|         | 変更後 8:30~20:00  |

産業課観光グループ  
☎0746・62・0004

【無料法律相談】

奈良弁護士会の担当弁護士による法律相談を無料で行います。電話でご予約の上、ご利用ください。

時 5月27日(木)13時~16時  
申 事前予約制。予約は2週間前より平日のみ受付。

所 十津川村役場 第1会議室

問 奈良弁護士会・中南和法律相談係  
☎0742・22・2035

【大淀養護学校 保護者説明会・体験学習】

知的障害のある幼児の保護者や児童などに養護学校の教育についての理解と認識を深められるように説明会などを行います。

【小学部】

○保護者説明会

時 5月20日(木)と21日(金) 9時30分~正午  
〈対象〉令和4年4月に小学生となる知的障害のある幼児の保護者

○就学相談(個別体験学習)

時 6月15日(火)~12月中旬 9時30分~11時30分

【中学部】

○第1回体験学習

時 6月10日(木)~28日(月) 9時30分~正午  
〈対象〉知的障害のある小学6年生とその保護者、小学校の教員ほか

○教育相談：事前申込が必要

問 所 奈良県立大淀養護学校 吉野郡大淀町下淵414・1  
☎0747・52・7655

【明日香養護学校 教育相談】

県立明日香養護学校では、肢体不自由のある幼児児童生徒、病弱教育対象生徒の保護者や担任に對して、養護学校の教育についての理解と認識を深めていただくために、教育相談を行っています。

〈相談内容〉

・肢体不自由のある幼児児童生徒の就学、進学や在宅訪問教育について、及び病弱教育対象の生徒の進学に関する相談について

・学校生活上の指導や支援について

申 事前に電話で申込。

時 相談日は火・水・木ですが、ご希望により調整いたします(土・日・祝日は除く)。

問 奈良県立明日香養護学校  
☎0744・54・3380

【自動車税種別割の納期限】

自動車税種別割の納期限は5月31日(月)です。

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売などの場合は使用者)に課税されます。必ず納期限までに納付してください。納期限を過ぎると延滞金が加算されます。

金融機関や県税事務所の窓口、コンビニ、ペイジー、インターネットを利用したクレジットカード、スマートフォン決済アプリ、キャッシュでも納付ができます。詳細については、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

運輸支局での住所変更手続きが遅れているなどの理由により、自動車税種別割納税通知書が届いていない場合は、左記までご連絡ください。

問 奈良県自動車税事務所 自動車税第課

☎0743・51・0081

※住所を変更された人や県外ナンバーの自動車をお持ちの人は、運輸支局ですみやかに変更登録の手続きをしてください。



- 役場代表 電話 0746(62)0001 FAX 0746(62)0210 IPﾌｻﾝ 050-5004-6720 050-5004-6721 050-5004-6722
- 庁舎2階 総務(総務・防災)62-0001 (企画)62-0910 産業(観光)62-0004 (農業)62-0005 (林業)62-0909 教育 62-0003・62-0067
- 庁舎1階 住民 62-0900・62-0911 財政 62-0903 建設 62-0033(直通) (道路)62-0904 (ダム)62-0907 (水道)62-0908
- 福祉 62-0901・62-0902 施設 62-0905 出納 62-0906
- 庁舎3階 議会事務局 62-0002
- 役場以外 衛生センター 63-0391 小原診療所 63-0040 歴史民俗資料館 62-0137 観光協会 63-0200 泉湯 62-0090 温泉プール 64-0762 北部保健センター 68-0017 十津川警察庁舎 63-0110 森林館(古ル野) 62-0567 滝の湯 62-0400 高森の郷 64-1800 森林組合 64-0301 五條消防十津川分署 64-1190 道の駅十津川郷 63-0003 庵の湯 64-1100 社会福祉協議会 64-0666 商工会 62-0132 五條消防大塔分署 0747-36-0317





健康だより

## ～感染予防対策継続中～

手を洗おう



消毒をしよう



体温を  
はかろう



マスクを  
つけよう



換気を  
しよう



密閉

密を  
さけよう

密集

密接



人との距離を取ろう



## ご協力よろしく申し上げます

住民課 保健衛生係

☎ 0746-62-0911(直通)



## こんなときには必ず 14日以内に届け出を!!

|           | こんなときに                 | 届出に必要なもの                        |
|-----------|------------------------|---------------------------------|
| 国保に加入するとき | 他の市区町村から転入してきたとき       | 転出証明書、はんこ                       |
|           | 職場の健康保険をやめたとき          | 資格喪失証明書(または退職証明書)、はんこ           |
|           | 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき   | 被扶養者でなくなった証明書、はんこ               |
|           | 子どもが生まれたとき             | はんこ                             |
|           | 生活保護を受けなくなったとき         | 保護廃止決定通知書、はんこ                   |
|           | 外国籍の人が加入するとき           | 在留カードなど                         |
| 国保をやめるとき  | 他の市区町村へ転出するとき          | 保険証、はんこ                         |
|           | 職場の健康保険に加入したとき         | 国保と職場の健康保険証、はんこ                 |
|           | 職場の健康保険の被扶養者になったとき     | (職場の健康保険が未交付の場合は、加入したことを証明するもの) |
|           | 被保険者が死亡したとき            | 保険証、はんこ                         |
|           | 生活保護を受けるようになったとき       | 保険証、保護開始決定通知書、はんこ               |
|           | 外国籍の人がやめるとき            | 保険証、在留カードなど                     |
| その他       | 村内で転居したとき              | 保険証、はんこ                         |
|           | 世帯主、氏名が変わったとき          |                                 |
|           | 世帯を分けたり、一緒になったりしたとき    | 保険証、在学証明書(または学生証の写し)、はんこ        |
|           | 修学のため、別に住所を定めるとき       |                                 |
|           | 保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき |                                 |

※上記以外に本人と確認できるものが必要な場合があります。

※75歳になって後期高齢者医療制度に移行するときは、届け出は不要です。

### ◆届け出が遅れると◆

- ・国保の資格が発生した月の分まで、さかのぼって国保税を納めることとなります。
- ・資格がなくなった後に国保の保険証で医療を受けてしまったときは、国保が負担した分の医療費を後で国保に返還することとなります。

— お問い合わせ —

- ▶国保税に関することは・・・財 政 課 ☎0746-62-0903
- ▶保険証や医療に関することは・・・住 民 課 ☎0746-62-0911



## 年金だより

### 国民年金保険料学生納付特例の申請について (学生でない期間は、免除・納付猶予制度をご利用ください)

学生納付特例制度は、学生の方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。  
この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

※この制度を利用すると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。  
また、付加年金および国民年金基金は、過去にさかのぼって加入ができません。

#### <対象となる人>

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※)に在学する学生などで、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の人または失業などの理由がある人です。

※各種学校→学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程  
(なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。)

<所得の目安>……128万円+{(扶養親族の数)×38万円}で計算した額以下である場合

#### 【申請時の注意点】

##### ●申請できる期間

・過去期間は申請書が受理された月から2年1か月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで、将来期間は年度末まで申請できます。

・ただし、1枚の申請書で申請できるのは、4月から次の年の3月までの12か月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください。(1年度=4月～翌年3月)

例:令和3年5月に、平成31年4月から令和4年3月までの期間を申請する場合、

- ①令和元年度分(平成31年4月～令和2年3月)
- ②令和2年度分(令和2年4月～令和3年3月)
- ③令和3年度分(令和3年4月～令和4年3月)の3枚の申請書が必要となります。

なお、この例の場合は、平成31年3月以前は時効により申請できません。

※過去期間は2年1か月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

##### ●添付書類

・在学期間がわかる学生証のコピー(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む)または在学証明書(原本)

・失業などの理由により申請を行う場合は、失業した事実が確認できる書類

・マイナンバー(個人番号)により申請を行う際は、添付書類が必要になります。

- ①マイナンバーが確認できる書類(マイナンバー入住民票等のコピー)
- ②免許証・学生証等のコピー

#### 【申請書の提出先】

●この申請書の提出先は、住民課(国民年金窓口)、または年金事務所(郵送による提出も可能)です。

●学生納付特例事務法人(在学している教育施設に設置されている場合)へ申請を委託することもできます。

お問い合わせ

大和高田年金事務所  
住民課(国民年金窓口)

☎0745-22-3531  
☎0746-62-0900





支え合い、安心して暮らせる村を目指して—  
「西川のいえ」が完成



十津川村では互いに支え合い・安心して暮らせる村として、地域の皆さんが高齢者・障害者を支え合い、それぞれが地域の一員として活躍できる、地域づくりが必要です。

令和3年3月に「西川のいえ」(大字重里)が完成し、高齢者と若者が目の届く場所で生活することにより、村で安心して暮らし続けられる支え合いの関係が構築されることが期待されます。

## 「西川のいえ」とは

入居者同士や地域住民の支え合いによって、村での暮らしを続けることができる住まい。4世帯が入居できる住まいと地域住民も使える集会室・共用スペースがあります。

## 「西川のいえ」のポイント

- ・共用スペースや集会室では、食事会など地域の催し物を行い交流することで、地域の皆さんが信頼関係をはかり、楽しみや生きがいなどを見つけていくことが期待されます。
- ・二地域居住が可能で、入居者の精神的不安を和らげます。

## 福祉医療費助成制度 このようなときは届出が必要です！

福祉医療費助成制度の給付を受けている人で、次の①～⑤の要件に該当する場合は、届出をお願いします。

- ①受給者の住所・氏名が変更になったとき
- ②加入している健康保険が変更になったとき
- ③村外へ転出される時
- ④福祉医療費の振込先を変更したいとき
- ⑤受給資格証をなくしたとき

なお、届出には、次のようなものが必要になります。

- 現在お持ちの福祉医療費受給資格証(受給資格証をなくされた場合を除く)
- 福祉医療を受給している人の健康保険証
- 福祉医療費の振込を希望する口座情報が分かるもの(預金通帳など)
- 届出者の身分証明書(運転免許証など)
- 届出者の印鑑(同一世帯でない人が届出をする場合は、委任状が必要です)



お問い合わせ：福祉事務所 ☎0746-62-0902

# 人のうごき

## おめでた

(敬称略)

弓場 旭隼 (あきと) 男 2月21日

父:俊武 母:萌弥 (上野地)

## ご結婚

3月 3日

大井 直生(折立) 森 由加里(小原)

3月 28日

柴田 浩気(湯之原) 藤重 季恵(湯之原)

## おくやみ

山香 泰陸 67歳 3月 6日(小原)

中上キヌ子 105歳 3月 14日(旭)

松下 敬明 92歳 3月 16日(西中)

玉置千鶴子 89歳 3月 21日(折立)

原田千鶴子 72歳 3月 25日(檜原)

## 善意銀行

(敬称略)

十津川村民生児童委員協議会

### ●十津川村の住民基本台帳人口●

(令和3年4月1日現在)

○世帯数・・・1,720世帯(-22世帯)

○人口・・・3,098人(-41人)

男・・・1,565人(-25人)

女・・・1,533人(-16人)

( )は前月比

## てんいち先生



2/29

## 消毒液スタンド寄贈

J.A.ならけんから十津川村に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために足踏み式消毒液スタンド2基を寄贈いただきました。  
寄贈いただいた消毒液スタンドは、感染症対策に活用させていただきます。

## \*おたんじょうび おめでとう\*



ゆづる  
岩本 結鶴ちゃん(風屋)  
4月17日生まれ(満2歳)

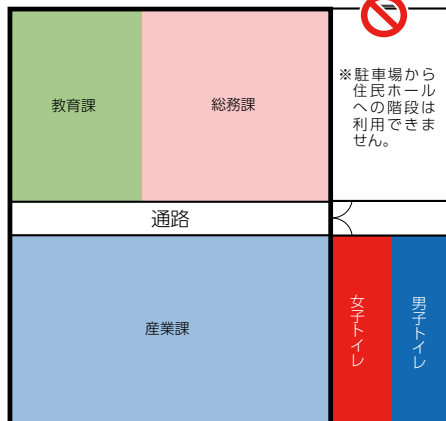
我が家の食いしん坊!  
モリモリ食べて大きくなってね!  
父・壮輔 母・千佳



### 役場庁舎耐震補強工事に伴い

一部の部署が**住民ホールに移動します**

#### 役場 2階 住民ホール



役場庁舎の耐震補強工事に伴い、4月26日から9月中旬にかけて庁舎2階の各部署が一時的に住民ホールへ移動します。

また1階部分の補強工事が完了したため、住民ホールに移動していた財政課・建設課・住民課・福祉事務所・施設課は1階に戻りました。

皆さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力よろしくお願いいたします。

## あとがき

### 今月の「とつかわテレビ」

～4月の番組～

#### ●中川医院講座

生活習慣病  
けんしん よもやま話  
中川 医院  
中川 貴之



▶春を迎え心機一転、私も4月から奈良県庁に出向となり、1年間村を離れることになりました。約3年間担当した広報の業務では、取材を通じて多くの村民の皆さんと出会ったり記念すべき瞬間や喜びの瞬間を共有できたりと、とても充実した日々を過ごせました。1年後、皆さんとお会いできることを心待ちに、日々頑張ります!

(川本 悠)

# 集落の絶景

春の訪れ(大字折立)

撮影:十津川写真クラブ



## くらしのカレンダー

●…診療情報 ▲…イベント情報

※行事予定は変更になる場合があります。ご了承ください。

| 日                      | 月                | 火                            | 水            | 木                   | 金                           | 土               |
|------------------------|------------------|------------------------------|--------------|---------------------|-----------------------------|-----------------|
| 4/11<br>▲東京オリンピック聖火リレー | 4/12<br>●休診【上野地】 | 4/13<br>●出張【玉垣内】<br>▲村長選挙告示日 | 4/14         | 4/15<br>●出張【神納川】    | 4/16<br>●休診(午後)<br>【小原・上野地】 | 4/17            |
| 4/18<br>▲村長選挙投票日       | 4/19             | 4/20<br>●出張【東中】              | 4/21         | 4/22<br>●整形【小原】     | 4/23                        | 4/24<br>●土曜【小原】 |
| 4/25                   | 4/26             | 4/27<br>●出張【玉垣内】             | 4/28         | 4/29<br>昭和の日        | 4/30                        | 5/1             |
| 5/2                    | 5/3<br>憲法記念日     | 5/4<br>みどりの日                 | 5/5<br>こどもの日 | 5/6<br>●出張【神納川】     | 5/7                         | 5/8<br>●土曜【小原】  |
| 5/9                    | 5/10             | 5/11<br>●出張【玉垣内】             | 5/12         | 5/13<br>●整形【小原・上野地】 | 5/14                        | 5/15            |
| 5/16                   | 5/17             | 5/18<br>●出張【神納川】             | 5/19         | 5/20<br>●出張【東中】     | 5/21                        | 5/22<br>●土曜【小原】 |

### 【文字表記】

土曜…土曜診療日 神納川…神納川地区生活改善センター  
 整形…整形外科診療日 東中…東中公民館  
 出張…出張診療日 玉垣内…玉垣内集会所  
 休診…休診日 上野地…上野地診療所  
 小原…小原診療所

### 【お問い合わせ】

小原診療所 ☎0746-63-0040 上野地診療所 ☎0746-68-0207

### 受付時間

土曜診療日 小原 8:30~11:15  
 整形外科診療日 小原 8:30~11:15  
 上野地 14:00~15:15  
 出張診療日 神納川・東中 14:30~15:00  
 玉垣内 14:00~15:00

**有料広告  
募集中!**

「村報とつかわ」や「自治体放送(文字放送)」、村内回覧などに広告の掲載や配布を希望する個人や事業者を募集しています。

詳しくは、十津川村ホームページの「村報とつかわ」  
[\(https://www.vill.totsukawa.lg.jp/sonpo/\)](https://www.vill.totsukawa.lg.jp/sonpo/) のページをご覧ください。

お問い合わせ:総務課企画グループ ☎0746-62-0910

✉ tiikisosei@vill.totsukawa.lg.jp

